

資料提供

令和8年2月26日
土木部港湾課計画調整G
担当：原（内 4513）
直通：029-301-4526

茨城県地方港湾審議会の開催結果について

下記のとおり茨城県地方港湾審議会を開催いたしましたので、お知らせします。

記

- 開催日時 令和8年2月17日（火） 10時00分～
- 開催場所 ホテル テラス ザ ガーデン 4階 シルバースクリーン
（水戸市宮町1-7-20）
- 結 果
鹿島港の港湾計画の変更について、原案のとおり答申された。
（諮問内容）
○鹿島港の港湾計画の変更について
＜主な変更内容＞
・土地需要の高まりや船だまり利用者や企業からの要請を踏まえ、港湾計画を変更する。
※別紙のとおり
- 今後の手続き
国土交通大臣へ計画書を送付し、計画概要を告示

令和 8 年 2 月
茨城県土木部港湾課

鹿島港の港湾計画の変更について

1. 鹿島港の特徴と課題

鹿島港は、背後圏に多数の企業が立地する我が国有数の産業港として、原材料・製品等の海上輸送を支える物流拠点であり、港湾機能の維持・強化が地域産業の競争力確保に直結する重要な港湾である。

近年では、企業から港内の未利用地に関する照会が続いており、特に公共埠頭周辺において土地需要が高まっている状況である。

また、北海浜地区の船だまりにおいては波浪や漂砂堆積の影響により、利用者から入出港の安全性や通航性に関する懸念が示されている。

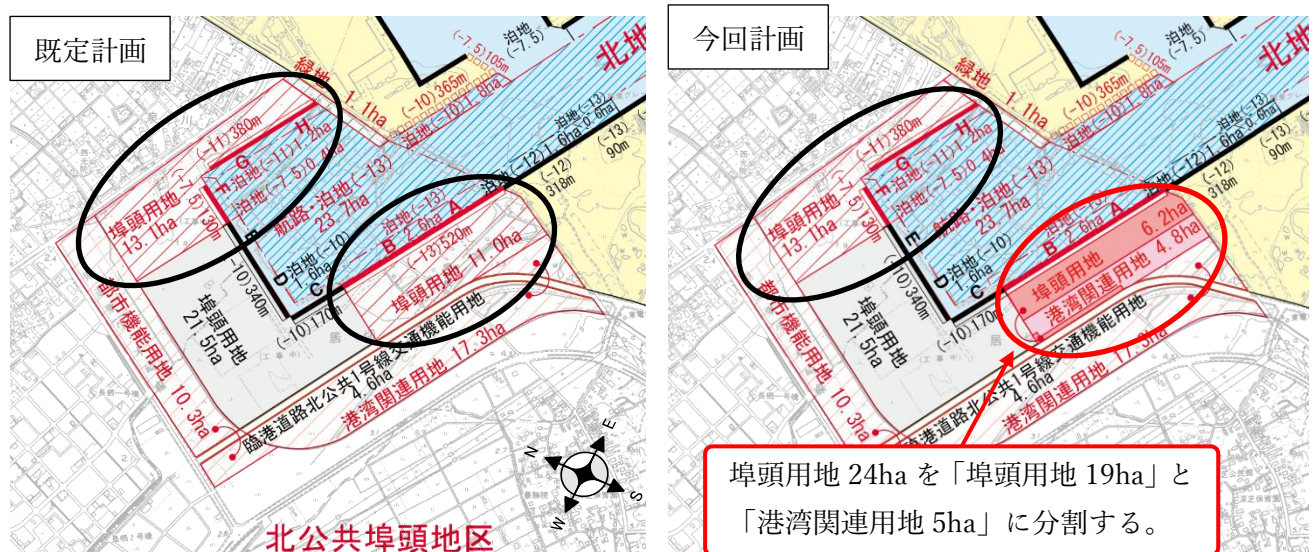
さらに、立地企業において、今後、既設の専用岸壁から引火性液体を搬出することが計画されており、取り扱い貨物の変化に応じた施設の位置付けの変更が求められている。

2. 変更の理由と内容

【北公共埠頭地区】

鹿島港の周辺には、約 190 の企業が立地し、新たな企業進出や設備投資が続いているうえに、企業からは未利用地に関する問い合わせを受けており、特に、北公共埠頭地区の A,B 岸壁背後の土地について、企業から保管施設用地としての土地ニーズが高い。

そのため、最適な土地活用を図り、公共埠頭地区の利用強化を目指すため、土地利用計画等について、下記のとおり面積を変更する。

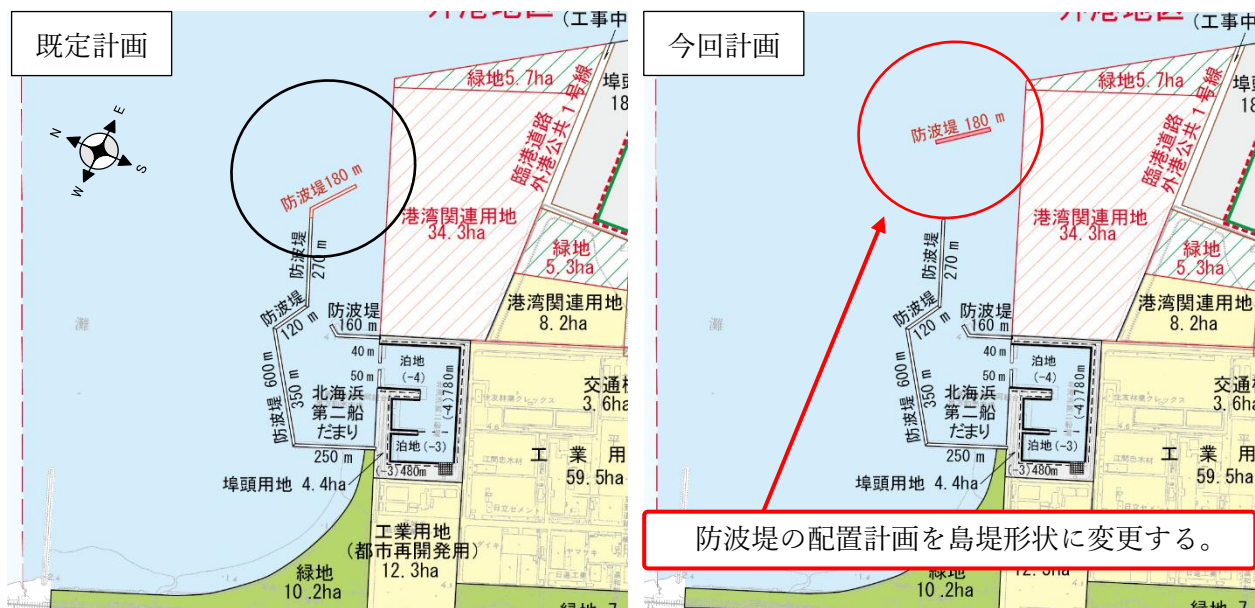


【北海浜地区】

第2船溜まりの港口付近で、碎波が発生している状況であり、利用者から「入港のタイミングを誤ると危険」、「安全な入出港が困難」といった意見がある。

また、北から南に向かう漂砂により、第2船溜まりに土砂堆積が発生しており、利用者から「通航性に影響が出ている」といった意見があり、安全な航行に支障を来している。

そのため、小型船溜まり計画について、静穏性及び船舶航行の安全性を確保するとともに、港内への土砂流入を防止するため、下図のとおり、防波堤の配置を変更する。



【南地区】

鹿島港に立地する企業から、今後、引火性液体を搬出することが計画されており、当該企業から専用岸壁の変更の要望があったことから、専用埠頭計画について、下図のとおり危険物取扱施設計画に位置付ける。

